

なかとんべつ 町議会だより

Volume

153

平成19年1月25日発行



下水道料金引き上げ条例可決
環境基本条例は常任委員会付託に

今日から新成人

議決された議案・請願・意見書……………	3
私たちの一般質問……………	4
環境基本条例……………	7
常任委員会所管事務調査報告……………	8
いま、自治基本条例に求められるもの……………	9
議会の動き・編集後記……………	10

発行 中頓別町議会
編集 議会広報編集特別委員会
お問合せ／北海道枝幸郡中頓別町172番地6
tel (01634) 6-2244 (直通) / fax 6-1155

下水道料金引き上げ、天北厚生園法人移管に関する条例など16議案可決

環境基本条例は審査終了まで継続審査に



第4回 定例会

自治基本条例の必要性、いじめの実態、 来期の財政運営など5議員が一般質問

平成18年第4回定例会が、12月17日から18日にかけて開かれました。

「サンデー（日曜）議会」として開催された17日には、議場のほか、役場町民ホールと町民センターに設置された大型テレビの前で17名の町民が一般質問を傍聴。今後の町政への関心の高さをうかがわせる結果となりました。

行政報告では、野呂町長が、地域懇談会「町長がおじゃまします」を昨年11月に開催し、町内12会場で中長期行財政運営計画や国保病院の医薬分業などについて、町民に説明を行ったことが報告されました。

また、法人移管が決まった知的障害者更正施設・天北厚生園について、昨年12月13日、社会福祉法人南宗谷福祉会との間で移管に関する協定を結んだことが明らかにされました。

協定内容は、土地建物・備品等の無償貸付及び無償譲渡、移行職員の数、基金等の補助、移管後の移転改築等への支援などとなっています。

一般質問では、いじめの実態と防止対策、町職員の地域担当制、自治基本条例の制定や保育所の民営化などについて、5名の議員が町側の姿勢を質しました。

町側から提案された議案のうち、下水道料金の引き上げを内容とする下水道条例の一部改正など、7条例が常任委員会に付託され、会期中に審査を行い、再開された本会議でいずれも原案どおり可決されました。

平成15年度からの政策課題だった「環境基本条例」は、「自治基本条例」に次ぐ重要な条例であるため、常任委員会に付託され、審査終了まで継続審査されることになりました。

「日豪FTA交渉に関する請願」のほか、意見書3件が提案され、いずれも全会一致で採択・議決されました。

第4回定例会で 決まりました



採択された請願

日豪FTA交渉に関する請願

関税撤廃などで道内農業が壊滅的な打撃を受けることが予測される日豪FTA（自由貿易協定）交渉阻止をめざし、国に意見書提出を求める請願です。

■請願者：中頓別町農業協同組合 代表理事組合長 杉木誠吉／紹介議員・石井雄一、星川三喜男

議決された意見書

森林・林業政策の充実と新たな財源措置を求める意見書

国有林・民有林の区別なく、100年先を見通して、「緑の社会資本」となる森林づくり施策を国に求める意見書です。

■提出者・石井雄一、賛成者・柳澤雅宏／提出先・衆参議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣

リハビリテーションの改善を求める意見書

診療報酬改定により、疾病ごとに日数制限が設けられたリハビリに対し、実態に即した改善を図ることなどを求める意見書です。

■提出者・本多夕紀江、賛成者・石井雄一／提出先・衆参議長・内閣総理大臣、厚生労働大臣

日豪FTAに関する意見書

「日豪FTA交渉に関する請願」が採択されたことに伴い、日本と豪州間の自由貿易交渉阻止を求める意見書です。

■提出者・石井雄一、賛成者・星川三喜男／提出先・内閣総理大臣、農林水産大臣

条例改正で下水道料金など引き上げ

下水道事業は、施設の維持管理費に充てる収入のうち1千万円以上を一般会計からの繰入金に頼る経営が続いているため、基本料金3%、超過料金7%、平均で4.6%引上げる条例改正を可決。今回の料金改定では、家事用基本料金の上げ幅を2.6%にとどめるなど、使用水量の少ない高齢者・独居世帯などに一定の配慮がなされています。改定後は、家事用基本水量で、基本料金2,000円（+50円）、超過料金1m³につき250円（+20円）となり、4月以降の使用水量から適用されます。

一方、経営改善の努力が続く国保病院でも、診断書などの文書料のほか、入院患者が利用する洗濯機、製氷機など使用料を現行に比べ5%（+10円）引き上げることになりました。

南宗谷福祉会に移管される天北厚生園を公の施設から除外する条例改正のほか、町職員が大幅に減少するため職員定数条例など7条例を改廃。同園の法人移管を理由に退職する職員に対して、退職金を上積みするための特別措置条例も可決されました。

任命・選任・専決処分

- 教育委員会委員 内田貞代さん再任に同意
- 固定資産評価審査委員会委員 坂本登喜美さん再任に同意
- 専決処分（平成18年度一般会計補正予算 10月11日）を承認

常任委員会に付託され会期中に審議された条例

- 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例（一部改正）
- 中頓別町職員定数条例及び職員給与条例（一部改正）
- 中頓別町知的障害者福祉施設設置条例等を廃止する条例
- 中頓別町立天北厚生園の法人移管を理由に退職する職員に対する特別措置条例
- 公益法人等への中頓別町職員の派遣等に関する条例
- 中頓別町公共下水道条例（一部改正）
- 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例（一部改正）

常任委員会に付託され継続審査となった条例

- 中頓別町環境基本条例

本会議で議決された条例・補正予算など

- 中頓別町税条例（一部改正）
- 北海道後期高齢者医療広域連合の設置
- 財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例（一部改正）
- 役場出張所設置条例を廃止する条例
- 医師及び看護師等の養成に関する条例（一部改正）
- 平成18年度一般会計ほか3会計（国保事業特別会計、国保病院事業会計、介護保険事業特別会計）補正予算



ここが聞きたい、知りたい

私たちの一般質問

第4回定例会では、いじめ問題や自治基本条例の早期制定の必要性など5議員が町長の考えを質しました。

町職員の半減は可能か？ 退職特例措置の継続を

星川三喜男



答 野邑町長

現在、普通会計上の職員は83名であり、天北厚生園への法人移管、退職者の不補充、職員の派遣・出向、こども館、自動車学校の民営化、車輛センター・給食センター業務の外部委託などにより、41名にすることは可能と考えます。

勧奨退職制度で辞めた場合、50代の職員であれば470万円程度の割増を支給することになります。

定員の削減だけが大切ではなく、例えば、消防職員が高齢化すると業務に大きな問題が生じると思います。

勧奨退職制度で予定よりも多くの職員が辞める事態になれば、新採用も視野に入れた町政運営をしていく必要があると思います。

問 中長期行財政運営計画では、定員適正化計画に基づき、平成28年度までに職員数を41名にまで削減することになっています。

今回、天北厚生園の法人移行に際し、職員には、退職金の特例措置が提案されますが、時限立法であり、残る職員には通常の勧奨退職制度しかないのでは計画どおり削減が進まないのではありませんか。

また、今後、職員の高齢化などで行財政運営に支障がでないよう新規採用の必要性はありませんか。

みなさんの町政です 議会を傍聴しましょう

議会は、みなさんの暮らしに直結する税や福祉などの身近な問題を議論する大切な「しゃべり場」です。議会では、議会だよりで必要な情報の提供に努めていますが、町政の動きを定例会や各種委員会を実際に傍聴し、自らの目と耳で知ることが大切です。

次の定例会は、3月上旬から開かれますので、町民のみなさまには、議場または役場、町民センターに設置された大型テレビで傍聴されますようお願い致します。

議会日程や傍聴の方法、請願手続きなどのお問合せは、お気軽に（電話6～2244・議会事務局）へ。

誰が担う町財政の立て直し 山本得恵



答 野邑町長

大変厳しい財政事情の中で、新年度予算編成に取組まなければならない事態になっていますが、町民は実質公債費比率が26%に達したことにより、財政破たん、財政再建団体指定への道を危惧していると思います。

町長は新年度予算の編成にあたり、どのような気構えで取組み、今後（来期）、町財政の立て直しを担う考えがないか伺います。

来年度は、統一地方選挙の年であり、骨格予算となりますが、最小の経費で最大の効果を上げることに主眼を置きつつ、15名の町民の方々に策定していただいた中長期行財政運営計画と後期総合計画、公債費負担適正化計画を踏まえて予算編成に臨みたいと思います。

9月の定例会では、体調があまりよくないので、現時点では今春の町長選挙に立候補する考えはないと答弁しました。最高責任者としての答弁の重み、自分の健康状況等を考え合わせる一方、多くの人たちの意見を聴く必要もあると思います。4月の任期まで、来年度予算編成を含めて最大限の努力をしたいと思えます。

いじめの実態と改正教育基本法の問題は？ 社会教育と保健福祉の連携を

本多夕紀江



答 福家教育長

全国各地でおきている教育・いじめ問題に多くの人たちが心を痛めています。本町でも深刻な事態が起きないよう対応策を検討すべきと考え、次の点を伺います。

①子どもたち、保護者、先生方が困っている実態はありませんか。

②道教委の指示、あるいは町独自でどのような対応・調査を行いましたか。

③改正教育基本法が強行採決のうえ成立しましたが、その内容について教育行政をあくから立場からの見解と今後の当町のこともたちの教育方針を伺います。

① いじめの実態はありましたが、子どもたちの話し合い、保護者の協力で改善に向かっていきます。

② 道教委からの通知は、学校長に周知し、指導を徹底しています。また、教育委員会独自に各学校に対し、実態調査を行い、その結果を毎月報告するよう求めています。

学校には、本人がいじめられていると感じたらいじめという認識に立つて子どもたちが発する小さな言動やサインを見逃さないようお願いしています。

③ 改正教育基本法は、成立したばかりで様々な議論があり、意見を述べることは難しいと考えます。当町では、国際社会やこれからの厳しい社会でたくましく生きていく力をつけることに教育の重点を置きたいと思えます。

答 石川教育次長

① 平成17年度の執行割合が低くなっているのは、事業内容や質を落とすのではなく、報償費や経費の削減に努めたためです。事業の実施に当たっては、町民ボランティアなどの協力により、毎年度内容を検討して実施しています。誰でも参加できる通年の事業、青年、成人、女性への学習機会の提供事業もそのようなことができるのか検討したいと思えます。住民ニーズの把握は、第4次社会教育中期計画（平成14年度～18年度）を基本にしています。

② 教育委員会が進める社会体育スポーツと保健福祉課が進める事業は趣に異なるものです。教育委員会の分野は、競技性が高く、その中で道徳やルール、マナーも教育する必要があります。が、連携について協議し進めたいと思えます。

住民の生きがいや健康づくりを支援する社会教育の役割は、重要なものですが、その目的は、競技性よりもスポーツを通じた健康づくりにあると思えます。保健福祉課の目標に重なる部分もあると考え、次の点を伺います。

① 平成17年度当初予算と決算を比べた場合、学習機会提供事業の執行割合が低いように思いますが、平成18年度もほぼ同じ事業、同額の予算が計上されています。平成19年度に向けて事業の見直しや実施方法の検討はされていますか。

② 保健福祉課との連携で社会教育施設の有効活用と人件費や運営費の削減につなげるべきではありませんか。



自治基本条例の早期制定を！ 保育所の民営化と分限免職への見解は 柳澤雅宏

問 議会（常任委員会）では、町民参加によつて策定された総合計画、中長期行財政運営計画の趣旨を引き継ぐ形で自治基本条例の草案を作成しました。

町長はこれまで同条例について平成19年度中の早い時期に策定したいと答弁してきましたが、今後、誰が町長や議員になつても町づくりの基本が変わらないよう、また、後期総合計画や中長期行財政運営計画を進める上においても本年度中に策定すべきと思います。

この件に関し、町長の考えを伺います。

答 野邑町長

自治基本条例の必要性は強く認識しているところであり、できるだけ早期に制定できることが望ましいと考えております。

ただ、最高規範性を持った町の憲法である位置付けるならば、町民参加による十分な議論と理解が不可欠であると考えるところで、議論の推移を見守り今後の対応を判断したいと思っております。

自治基本条例の検討委員会を早急に立ち上げた中で議論をし、その議論が3月定例会に間に合えば提案し、原案が固まらなければ、提案は難しいと考えます。

決して、条例制定を先延ばしするような考えは持っておりません。

答 野邑町長

条例及び保育料の一元化については、実施に向けて検討していますが、認定こども園との関連があり道と協議する必要があります。認定こども園の認定を受けるためには、現在の保育時間を4時間以上に見直す必要があり、保護者の意向を調査しながら、検討することになります。分限免職については、地方公務員法上、「職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合」に認められており、民間の整理解雇の4条件を充足する場合は、可能であると認識しています。

問 保育所の民営化については、中長期行財政運営計画の中でも位置付けられています。

本町では、その第一歩として、幼児クラブと保育所について、条例や利用料の一元化が検討されていますが、現在の状況を伺います。

また、町長は、以前、分限免職は難しいと答弁されましたが、新十津川町では、地方公務員法の考え方として、民間でいう整理解雇の4条件を守れば可能として、保育士を実際に分限免職しています。

この件に関し、あらためて町長の見解を伺います。

認定こども園「保育所型」で知事に申請、4月スタート予定

「認定こども園」は、就学前の子供に教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設として、平成18年10月からスタートした制度です。

幼稚園、保育所のうち、施設機能や職員配置、職員資格などの基準を満たしていれば、都道府県知事に申請して認定を受けることとなります。

地域の実情に応じて、「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」（認可外保育施設）の4タイプに分かれます。本町では、こども館で幼児クラブも保育所も同一の保育を行っていることから「保育所型」を選択して道知事に申請し、今年4月から、「認定こども園」としてスタートさせる予定です。こども館が「認定こども園」になると、これまで幼児クラブと保育所で異なっていた保育料が一元化されることとなります。

4条件を守れば分限免職（解雇）は可能

分限免職は、地方公務員法第28条第1項第4号に規定されており、民間部門でいう整理解雇にあたります。首長の裁量で実施できますが、整理解雇の4条件、①人員整理の必要性和妥当性、②解雇回避への努力義務の履行、③被解雇者選定の合理性、④労働組合等への説明・交渉など手続きの妥当性に配慮する必要があります。全国的にも事例が少ないため、新十津川町での分限免職の例は、平成18年3月14日の参議院総務委員会で取り上げられ、前述の4条件を守って実施した場合は、法律上認められるとの政府見解（竹中総務大臣及び公務員部長）を引き出すことになりました。

環境基本条例にクリーン農業の推進明記、環境審議会の設置は盛り込まれず

中頓別町の豊かな自然環境を保全し、地域文化を守り育てることを主な目的とする環境基本条例が第4回定例会に提案されました。

平成15年度からの政策課題だった同条例は全37条で構成され、クリーン農業の推進や景観保全などで本町らしさを引き出そうとする一方、環境審議会などの規定は盛り込まれないなど、実効性に課題を残す内容となっています。

環境分野の基本条例となることから、議会では、常任委員会に審査終了まで付託することに決定。制定されれば上位法となる自治基本条例との整合性も問われるため、今後、慎重かつ十分な審査を行う予定です。

前文はじめ、特徴的な条文を掲載します。

(前文)

私たちは、森と川のめぐみを実感し、それらの自然にささえられながら暮らしていける、豊かで美しく、そして元気な“かけがえのないふるさと”をつくっていきます。そして、その大切な宝ものをこどもたちの未来のためにしっかりとつないでいきます。

(基本方針)

第4条 (略)

- (1) 森が持つ多目的機能を評価し、森とつきあう作法を守りながら大切に育て、森と人との調和の取れた関係を築いていくこと。
- (2) 川と人の暮らしのつながりを見直し、豊かな水環境を取り戻すこと。
- (3) 生命の源である食の安全と安心を守っていくため、食の恵みを与えてくれる豊かな環境の保全、先人の知恵と工夫で創られてきた食文化の継承及び環境と共生する農業の振興を図っていくこと。
- (4) (略)
- (5) 未来を担うこどもたちを豊かな環境のなかで育てるとともに、こどもたちに環境の保全と創造の大切さを伝えていくこと。
- (6) 環境の保全と創造に関係する諸活動の基本に地元学を位置づけ、町民が自ら町のことを調べてよく知り、地域にある資源を大切に活かした取組みを推進すること。

(クリーン農業の推進)

第16条 (第1項略)

- 2 町は、安全な食料を生産するため、化学肥料及び農薬を適正に使用及び低減する人と環境にやさしい農業の促進に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 町は、農業から生ずる廃棄物及び排水が適正に処理される循環的に利用される環境への負荷の少ないクリーンな循環型農業の促進に必要な措置を講ずるものとする。
- 4 農業者は、前2項の取組みに資する農業技術の導入に努めるものとする。



コミュニティ強化と地域担当制の実現を！

石井 雄一

答 安積総務課長

自治連合会の役員会では、中長期行財政運営計画で示された町民と行政の役割分担の原則を踏まえ、パートナーシップの推進体制や町民組織の設立などについて説明してきたところです。今後もパートナーシップについて相互理解を深めるため、自治会連合会への説明、意見交換を積み重ねながら具体的取り組みへ発展させていきたいと考えています。

問 自治会連合会では、自治会の統合にむけた検討を行っています。このことから、住民自治の中心として自治会を含むコミュニティの機能強化が欠かせないと思います。

「コミュニティの活性化は第6期総合計画でも位置付けられ、中長期行財政運営計画にも町民組織の設立が謳われていますが、行政と住民の役割分担は進んでいないと思います。具体的に何を役割分担するつもりですか。」

答 野邑町長

パートナーシップとコミュニティの活性化は、中長期行財政運営計画の大きな柱です。これらを実現するためには、自治会の協力が不可欠です。先駆的に取組める事業としては、高齢者のサービズ、子育て支援、花と緑のまちづくり、交通安全、防犯協会の事業などが考えられます。地域担当制については、設置できるかどうか早急に検討します。

答 安積総務課長

中長期行財政運営計画では、地域担当性についてパートナーシップを推進していくための将来的な課題と位置付けています。具体的な取り組みは、調査研究を含め、来年度以降になると考えています。

問 中長期行財政運営計画では、町職員の地域担当制を調査研究することになっていますが、どこまで進んでいるのか伺います。

いきいきふるさと常任委員会

自治基本条例、総合計画、 保育所民営化等の調査を おこないました



災害現場（平野川・上頓別）を視察

●基本（総合）計画について

（11月13日、12月1日調査）

平成19年度から第6期総合計画（まちづくり計画）の後期計画がスタートするため、現在、町では、見直し作業を進めています。

総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画で構成されていますが、町では、基本構想・計画は、現状どおりとし、具体的な事業を記載した実施計画のみを見直す方針です。

常任委員会では、総合計画と密接な関係にある自治基本条例を定め、法務と財務の根拠を持たなければ、これからのまちづくりは難しいと判断しました。

とくに前期計画に謳われている「新しい自治のしくみづくり」（町民と行政の役割分担）が進まなければ、今後の財政見通しも開けないと指摘し早期実現を求めました。

なお、総合計画に関連して、町内土木・建築工事等の視察を行い、町道工事のほか、鍾乳洞、災害復旧工事現場などを視察しました。

その結果、住民が望まない公共事業はありえないので、事業着手前に町は十分説明を行うべきとの意見をつけました。

所管事務調査とは、常任委員会が町の行う事務などを自主的に調査するものです。

通常、議会の閉会中又は休会中に行われ、次の定例会でその結果が報告されます。

いきいきふるさと常任委員会では、第3回定例会から第4回定例会までの間に、自治基本条例や総合計画などの所管事務調査を行いましたので、その内容を報告します。

●自治基本条例について

（12月1日調査）

自治基本条例については、昨年7月25日に常任委員会内に小委員会を設置して調査研究を行い、12月1日、柳澤小委員長がこれまでの調査経過の報告を行い、全36条からなる草案が提出されました。

報告書では、限られた時間の中でも町や町民の意見に真摯（しんし）に耳を傾けながら、今年度中に自治基本条例を制定できるよう常任委員会及び議会の努力を求めています。

常任委員会では全会一致でこの報告と草案を了承するとともに、今後、町側と協議の上、町民や町職員から意見募集などを行い、今年度中の提案・成立をめざすことになりました。

●保育所等の民営化について

（11月6日～7日調査）

常任委員会では、村山委員長を含む代表5名を保育所民営化を実現した空知管内新十津川町、栗山町に派遣し調査を行いました。栗山町では、同町議会が全国に先駆けて制定した議会基本条例についても研修を行いました。

空知管内の市町村はいずれも保育所民営化に積極的に取り組んでおり、背景には、合併破たん、財政危機などが挙げられます。

また、比較的容易に民営化が進んでいるのは、保育所のみを運営を対象としていること、札幌圏に近いこと、指定管理者の応募対象となる学校法人等が多いことと考えられます。

直営から民営化する際、大きな問題となる職員の身分移管、処遇については、労使の雇用ルールを遵守し、町に正当な理由があれば、分限免職（解雇）は可能であることが、新十津川町の事例及び国会答弁などで明らかになりました。

中長期行財政運営計画上では、こども館を平成24年4月に法人化または民営化する予定ですが、委員会では、早急に運営の受け皿づくりにつとめ民営化を図るべきとの結論になりました。

いま、自治基本条例に求められるもの

～自律のためのルールとはなにか～

神原勝教授が自治基本条例の必要性と意義を強調



法律まかせのまちづくりから、自治基本条例によるまちづくりへ

住民参加と情報共有を基本に、議会、行政、住民の三者によるまちづくりのしくみを定める自治基本条例は、数ある条例の中でも最高位に位置付けられるため、別名「自治体の憲法」と呼ばれています。

2000年分権改革以降、自治体は自らの責任でまちづくりを進めることが求められ、近年、同条例を制定する市町村が急増しています。

議会では、昨年末、常任委員会が起草した自治基本条例草案を全戸配布し、住民からの意見募集を行うなど、年度中の制定も視野に入れ、町などと協議を進めています。

自治基本条例の必要性や意義を町民に理解してもらおうと、議員会（岩田利雄会長）と町が共催して、1月12日、役場で公開学習会が開催されました。

学習会では、自治体学の第一人者である北海学園大学法学部・神原勝教授（北大名誉教授）が、「いま、自治基本条例に求められるもの」～自律のためのルールとはなにか～と題した講演を行い、町民や町職員のほか、管内町村の議員など約60名が熱心に耳を傾けました。

講演の中で神原教授は、「少子高齢社会の到来で住民ニーズは増えるが、財源は枯渇してくる。自治基本条例と実現可能な総合計画が必要。各自治体がこれらを標準装備する時代になった」と解説。

自ら作成した「札幌市自治基本条例案（神原試案）」を示し、「条例があれば、自治体運営のしくみが一目瞭然となる。町民や議会は、行政の評価や監視基準が明確になり、首長にとっては、住民に対する責任を実質化させ、リーダーシップのよりどころにもなる。職員の政策能力の開発・向上にもつながる」と制定の意義を強調しました。

**自治基本条例意見募集にご協力いただきありがとうございました
神原先生の講演記録を配付します**

議会では昨年末から今年1月10日まで、自治基本条例草案に対する町民からの意見募集を行いました。その結果、2名（うち匿名1名）の方からご意見をいただきました。

内容は、いずれも自治体の憲法であるため、町民、議会、町職員で十分議論を積むようにとのこと。議会では、神原先生の指摘や町などの意見を参考にしながら成案にしていく方針です。

なお、神原先生の講演「いま、自治基本条例に求められるもの」の記録ができれば、希望する町民のみなさまに配布致します。

配付を希望される方は、議会事務局までお尋ねください。

議会の動き

10月

- 16日 いきいきふるさと常任委員会小委員会
23日 行財政改革調査研究特別委員会
いきいきふるさと常任委員会小委員会

11月

- 1日 いきいきふるさと常任委員会小委員会
3日 枝幸町合併記念式典
6日～7日
いきいきふるさと常任委員会所管事務
調査（新十津川町、栗山町）
13日 いきいきふるさと常任委員会所管事務
調査（公共工事視察）
議会運営委員会
いきいきふるさと常任委員会小委員会
20日 いきいきふるさと常任委員会小委員会
22日 町村議会議長全国大会、豪雪地帯町村
議会議長全国大会（東京都）
25日 国道40号名寄バイパス開通式
27日 行財政改革調査研究特別委員会
議会運営委員会
いきいきふるさと常任委員会小委員会

12月

- 1日 いきいきふるさと常任委員会所管事務
調査
8日 議会運営委員会
議会広報編集特別委員会
17日～18日
第4回定例会（サンデー議会）
いきいきふるさと常任委員会

平成19年1月

- 9日 いきいきふるさと常任委員会所管事務
調査
議会運営委員会
12日 議員会第2回公開学習会「いま、自治
基本条例に求められるもの」
15日 議会広報編集特別委員会



中継は澱粉生粉(なまこ)を食べるシーンから

一流のいなかつくりを全道へ発信

わがまちの生活文化の伝承と再生をめざして活動している「田舎人養成社」（安藤綱代表）では、昨年暮れ、手づくりの五右衛門風呂を完成させ、地名から「藤井の湯」と名づけました。湧き水を引き、かまどで薪を焚いて湯を沸かす昔ながらの風呂が珍しいと評判になり、昨年12月19日、NHK総合テレビ「ほくほくテレビ」で、同社の活動ぶりや五右衛門風呂の入浴シーンなどが全道に衛星中継されました。

中継は、かつて町内随所に澱粉工場があった時代、こどもたちのおやつだった生粉（なまこ・粉碎する前の澱粉の塊）を食べる場面からはじまりました。

水に浸した生粉をおき火が残るストーブに入れ、1、2分してから取り出し、焦げを落としてから焼けた皮をむいて食べるもので、レポーターの赤松アナウンサーは、「香ばしい餅のような味」と札幌のスタジオに報告。

マイク片手に入った五右衛門風呂からは、「肌にやさしく身体が温まりそう」と、田舎暮らしの楽しさを全道にPRしていました。

社員の一人で、案内役を務めた岩田議員は、「裏山の木を薪にして、風呂を沸かす。薪炭備林（しんたんびりん）生活は、自然と共生し、森林資源の循環に通じることを知ってもらえたのでは」と顔をほころばせていました。

編集後記

それぞれの思いを胸に皆様新年を迎えられたと思います。

早いもので四年に一度の統一地方選挙が間近となり、小さな町にも政治の季節が訪れようとしています。

この間、議会は、行政のチェック機関としての役割を果たしつつも、もう一つの権能である政策立案機能を働かせるまでには至りませんでした。

昨年暮れに全戸配布した「自治基本条例草案」は、議会発の条例制定に向けてのはじめての試みですが、町民のみならず、まはどのよう評価されたでしょうか。

分権改革以降、自治体は国や道と対等の立場になり、自らの責任でまちづくりを進めなければならなくなりました。

今後、少子高齢化は益々進み、歳入が減少する一方、福祉の需要は多様化し、歳出面の要望は増えることとなります。

自治基本条例は、住民参加と情報の共有を前提に、町政運営のルールを定めたものです。これからのまちづくりは、限られた財源の中で、この条例と実現可能な総合計画に沿って進めていく必要があります。自治基本条例があれば、住民や議会は行政の監視・評価が容易になり、行政にとっても職員が政策能力を高めることにつながります。

多額の負債を抱える本町が自律の道を歩むためには、自治基本条例の存在が欠かせないと考えるこのごろです。

議会広報編集特別委員会(星)